

「有機農産物及び有機加工食品の J A S 規格の Q & A」の改正について（案）

~~（問 1 4） 認定の業務に従事する者の資格のうち、「農産物に関する指導、調査若しくは試験研究」とはどのようなことをいうのですか。 [削る。]~~

~~（答）~~

~~「農産物の生産に関する指導」とは、営農指導員や農業改良普及員が行っているような栽培に関する技術指導、農林水産省が制定した「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に定める確認責任者が行う指導や「技術士法」に基づく技術のうち農業分野の資格を有する者が行う指導が該当します。~~

~~「農産物の生産に関する調査若しくは試験研究」とは、種苗会社、肥料会社、農薬会社や公立機関又は民間機関の試験研究機関が行う生育状況の調査や農業生産に関する試験研究並びに有機農産物等の検査認証業務が該当します。~~

~~（問 1 5） 認定の業務に従事する者の資格のうち、「飲食料品の製造若しくは加工又はこれらに関する指導、調査若しくは試験研究」とはどのようなことをいうのですか。 [削る。]~~

~~（答）~~

~~食品製造業における飲食料品の製造、加工、品質管理、製品開発、試験研究の業務のほか、「技術士法」に基づく技術のうち農業分野の資格を有する者が行う指導、公立機関等の試験研究機関が行う飲食料品の製造又は加工に関する試験研究や有機農産物加工食品等の検査認証業務が該当します。~~

~~（問 1 6） 認定の業務に従事する者の資格のうち、「第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者」とは、例えばどのような者が該当するのですか。 [削る。]~~

~~（答）~~

~~例えば、J A B（日本適合性認定協会）認定の審査員補以上の者（農業、食品飲料関連の審査経験を有する者）、また、I O A S から認定されているか、I S O ガイド 6 5 の認定を受けている等国際的に信頼性が確立していると認められる機関の有機食品に係る検査員の資格を有している者等がこれに該当します。~~

~~詳しくは、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにお問い合わせください。~~

~~（注）I O A S~~

(問 1 7 から問 4 7 までを 3 つずつ繰り返す。)

(問 4 ~~8~~ 5) 使用禁止資材として、土壌又は植物に施されるその他の資材という規定がありますが、具体的にはどのようなものを指すのですか。

(答)

- 1 平成 1 7 年度の改正により、使用禁止資材として、肥料や農薬以外にも土壌又は植物に施されるその他の資材（ただし、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）という項目が加えられました。
- 2 有機栽培を行うにあたっては、改正が行われる以前から肥料や農薬以外の農業用資材についても、化学的に合成された物質が添加されており植物や土壌に施す又は接触することにより有機農産物や有機のほ場を汚染する恐れがある資材については、当然のこととしてその使用を認めていなかったところですが、認定事業者等の関係者に対してその旨周知徹底するため明文化されたところです。
- 3 化学的に合成されている物質が添加されている場合に使用できないその他の~~農業用~~資材としては、土壌に鋤き込むことを前提として使用されるシーダーテープ、チェーンポット、マルチ資材や植物に直接施す花粉の増量剤、ほ場に散布する融雪剤等の資材が考えられます。
- 4 しかしながら、使用後に取り除かれるビニールマルチやビニールハウスに使用されるビニール、支柱やネット、誘引テープ等の資材は使用禁止資材には該当しません。

(問 4 9 から問 1 0 7 までを 3 つずつ繰り返す。)

(問 1 0 ~~8~~ 5) 「有機農産物の日本農林規格」の別表 2 の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。

(答)

コーデックスガイドラインの付属書 2 の表 2 のⅢにおいて、「生物学的病害虫防除に用いる微生物」は *Bacillus thuringiensis* (バチルス細菌)、顆粒症ウイルスなどの微生物(バクテリア、ウイルス、カビ類)であることとされていること、また、微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認められていない抗生物質等が含まれていることから、「天敵等生物農薬」については、天敵等の生物や微生物(生菌、死菌の別を問わない。)そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととします。

具体的には、下記の農薬が「天敵等生物農薬」に該当します(平成 2 1 年 3 月現在)。

- ・ B T水和剤、B T粒剤（生菌、死菌を問わない）
- ・ ボーベリア ブロンニアティ剤
- ・ バーティシリウム レカニ水和剤
- ・ ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ乳剤
- ・ スタイナーネマ カーポカプサエ剤
- ・ スタイナーネマ グラセライ剤
- ・ モナクロスポリウム フィマトパガム剤
- ・ パスツーリア ペネトランス水和剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ ショクガタマバエ剤
- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ ナミテントウ剤
- ・ ナミヒメハナカメムシ剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ タラロマイセス フラバス水和剤
- ・ トリコデルマ アトロビリデ水和剤
- ・ アグロバクテリウム ラジオバクター剤
- ・ 非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤
- ・ シュードモナスフルオレッセンス剤
- ・ シュードモナスC A B - 0 2水和剤
- ・ バチルス ズブチリス水和剤
- ・ ザントモナス キャンペストリス液剤
- ・ ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ コニオチリウム ミニタンス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ バリオボラックス パラドクス水和剤

- ・ ペキロマイセス テヌイペス乳剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤
- ・ バチルス シンプレクス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤

(問109から問126までを3つずつ繰り返す。)

(問124) 有機加工食品の製造に生物の機能を利用する場合に、  
 ・ 有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の原料  
 ・ 遺伝子組換え技術を用いた原料  
 で培養された微生物等が使用されていても良いのですか。

(答)

微生物等の培養の原料は、有機加工食品の原材料とは見なされないことから、

・ 有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の原料  
 ・ 遺伝子組換え技術を用いた~~培養の~~原料  
で培養された微生物等を使用することができます。

(問128から問149までを3つずつ繰り返す。)

(新問146の次に問147を追加する。)

(問147) 有機JASマークが付された大豆を原材料として製造した納豆に、有機JASマークを付さないで「有機大豆使用の納豆」と表示して販売する場合、立て札に「有機納豆」と表示してもよいですか。 [新設]

(答)

(問146)の(答)1のとおり、陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示は、規制の対象となりますので、立て札に「有機納豆」と表示することはできません。

(問150から問153までを2つずつ繰り返す。)

(新問151の次に問152を追加する。)

(問152) 有機JASマークが付されていない無償のサンプル品の名称として「有機ルイボス茶」と表示することはできますか。 [新設]

(答)

JAS法第19条の15第1項及び第2項では、販売されるものか贈与されるものかを区別せず、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない旨が規定されているので、無償のサンプル品であっても、有機JASマークなしに「有機」等と表示することはできません。

(問154を問153に繰り上げる。)